

熊本県有明海区における
漁場計画（免許の内容等）

- 漁場計画番号 有区第1号
1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
(2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
(3) 漁場の位置 荒尾市地先
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点有第1号(熊本県と福岡県との境界標柱)
基点2 熊本県漁場基点有第2号(荒尾市蔵満と牛水との海岸線における境界)
ア 基点1と竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ354度30分・2, 272メートルのところ
イ アから真方位330度の線と基点1から竹崎島山頂を見通した線とが交わるところ
ウ 基点1と竹崎島山頂を見通した線上、基点1から3, 020メートルのところ
エ 基点2と荒尾市小岱山山頂を見通した線から基点2を基点として右へ175度52分・2, 200メートルのところ
オ 基点2と小岱山山頂を見通した線から基点2を基点として右へ175度52分・60メートルのところ
カ 基点1と竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ292度10分・1, 285メートルのところ
キ 基点1と竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ310度30分・1, 630メートルのところ
ク 基点1と竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ354度30分・1, 035メートルのところ
- 2 地元地区 荒尾市荒尾、大島、宮内、宮内出目、増永、一部及び蔵満
3 制限又は条件
- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
(2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- 漁場計画番号 有区第2号
1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
(2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
(3) 漁場の位置 荒尾市牛水地先
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点有第2号(荒尾市蔵満と牛水との海岸線における境界)
基点2 熊本県漁場基点有第3号(荒尾市牛水と玉名郡長洲町との海岸堤防における境界)
付近に設置されたコンクリート標識)
ア 基点1と荒尾市小岱山山頂を見通した線から基点1を基点として右へ175度52分・470メートルのところ
イ 基点1と小岱山山頂を見通した線から基点1を基点として右へ175度52分・2, 225メートルのところ
ウ 基点2と玉名郡長洲町長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点2を基点として右へ73度30分・1, 920メートルのところ
エ 基点2と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点2を基点として右へ73度30分・368メートルのところ
- 2 地元地区 荒尾市牛水
3 制限又は条件 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

- 漁場計画番号 有区第3号
1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
(2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
(3) 漁場の位置 玉名郡長洲町地先
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点有第3号(荒尾市牛水と玉名郡長洲町との海岸堤防における境界)
付近に設置されたコンクリート標識)
ア 基点1と玉名郡長洲町長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ72度47分・200メートルのところ
イ 基点1と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ72度47分・1, 720メートルのところ
ウ 基点1と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ49度42分・1, 815メートルのところ
エ 基点1と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ4度12分・2, 130メートルのところ
オ 基点1と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ2度17分・

- 2, 040メートルのところ
 カ 基点1と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ2度32分・
 キ 基点1と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ2度17分・
 ク 基点1と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ356度7分
 ケ 基点1と長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ353度52
 分・1, 230メートルのところ
 2 地元地区 玉名郡長洲町大字長洲、梅田及び高浜
 3 制限又は条件
 (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら
 ない。

漁場計画番号 有区第4号

- 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
 (3) 漁場の位置 玉名市岱明町鍋地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区
 域
 基点1 熊本県漁場基点有第5号（玉名郡長洲町新川港北側防波堤突端中央下部点から1.
 15メートルのところ）
 基点2 熊本県漁場基点有第6号（玉名市岱明町鍋と同市岱明町浜田との海岸堤防におけ
 る境界）
 ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点1を基点として右へ
 93度28分・60メートルのところ
 イ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ93度28分・965
 メートルのところ
 ウ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ151度45分・1,
 960メートルのところ
 エ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ121度30分・2,
 040メートルのところ
 オ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ95度3分・2, 27
 0メートルのところ
 カ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ95度3分・770メ
 ートルのところ
 2 地元地区 玉名市岱明町鍋、下沖洲及び扇崎
 3 制限又は条件
 (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら
 ない。

漁場計画番号 有区第5号

- 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
 (3) 漁場の位置 玉名市岱明町浜田地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点1 熊本県漁場基点有第6号（玉名市岱明町鍋と同市岱明町浜田との海岸堤防におけ
 る境界）
 基点2 熊本県漁場基点有第7号（旧玉名郡岱明町大字高道と旧玉名市との境界（新川口
 の中央、玉名市滑石新川尻測点より302度・27.3メートルのところ））
 ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点1を基点として右へ
 95度3分・550メートルのところ
 イ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ95度3分・2, 27
 0メートルのところ
 ウ 基点2から真方位215度39分・3, 250メートルのところ
 エ 基点2から真方位215度39分・700メートルのところ
 2 地元地区 玉名市岱明町山下、浜田及び高道
 3 制限又は条件
 (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら
 ない。

漁場計画番号 有区第6号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 玉名市滑石地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

- 基点1 熊本県漁場基点有第7号（旧玉名郡岱明町大字高道と旧玉名市との境界（新川口の中央、熊本県玉名市滑石新川尻測点より302度・27.3メートルのところ））
- 基点2 熊本県漁場基点有第8号（玉名市大浜町有明開新地海岸堤防北西端から同堤防に沿って南東へ32.75メートルのところ）
- ア 基点1から真方位215度39分・520メートルのところ
- イ 基点1から真方位215度39分・3,250メートルのところ
- ウ 基点2と熊本市西区熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点2を基点として右へ115度26分・3,036メートルのところ
- エ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ115度26分・1,435メートルのところ
- オ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ135度45分・1,535メートルのところ
- カ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ180度45分・1,105メートルのところ

2 地元地区 玉名市滑石及び小浜

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第7号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 玉名市大浜町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって

- 囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点有第8号（玉名市大浜町有明開新地海岸堤防北西端から同堤防に沿って南東へ32.75メートルのところ）
- 基点2 熊本県漁場基点有第9号（玉名市大浜町と市横島町との旧海岸堤防における境界（明辰川船溜堤防上の標柱））
- ア 玉名市大浜町末広新地堤防上昇降口基部北端から横島干拓堤防外縁に沿って1,023メートルのところ
- イ 基点1と熊本市西区熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点1を基点として右へ115度26分・1,550メートルのところ
- ウ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ115度26分・3,036メートルのところ
- エ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ87度23分・3,035メートルのところ
- オ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ87度23分の線が海岸堤防と交わるところ

2 地元地区 玉名市大浜町新町、上町、西川町、瀬戸町、中町、天神町、下町、旭町、汐見、烏帽子、沖烏帽子及び末広並びに玉名市大浜町5352番地、同5356番地、同5347番地及び同5321番地

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第8号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 玉名市横島町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

- 基点1 熊本県漁場基点有第9号（玉名市大浜町と市横島町との旧海岸堤防における境界（明辰川船溜堤防上の標柱））
- 基点2 熊本県漁場基点有第10号（玉名市と熊本市との海岸堤防における境界から同堤防に沿って北東へ352メートルのところ（玉名市天水町唐人川左岸堤防上））
- ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点1を基点として右へ87度23分・2,032メートルのところ

- イ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ87度23分・3,0
 35メートルのところ
 ウ オから上天草市大矢野町湯島山頂を見通した線上、オから2,800メートルのところ
 エ オから湯島山頂を見通した線上、オから1,750メートルのところ
 オ カとキを結んだ線の中央点
 カ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ122度39分の線が
 玉名市横島町唐人川右岸堤防と交わる
 キ 基点2から唐人川左岸堤防に沿いに南西へ352メートルのところ
- 2 地元地区 玉名市横島町
- 3 制限又は条件
 (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第9号

- 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
 (3) 漁場の位置 熊本市西区河内町地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点有第10号(玉名市と熊本市との海岸堤防における境界から同堤
 防沿いに北東へ352メートルのところ(玉名市天水町唐人川左岸堤防上))
 基点2 熊本県漁場基点有第12号(熊本市西区河内町船津字長崎海岸堤防西端)
 ア キから上天草市大矢野町湯島山頂を見通した線上、キから1,750メートルのところ
 イ キから湯島山頂を見通した線上、キから2,970メートルのところ
 ウ イからコを見通した線上、イから1,430メートルのところ
 エ 基点2と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点2を基点として右へ
 313度・315メートルのところ
 オ エとサを見通した線上、エから135メートルのところ
 カ サとアを見通した線上、サから75メートルのところ
 キ クとケを結んだ線の中央点
 ク 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ122度39分の線が
 玉名市横島町唐人川右岸堤防と交わる
 ケ 基点1から唐人川左岸堤防に沿いに南西へ352メートルのところ
 コ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ127度・1,175
 メートルのところ
 サ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ301度・670メー
 トルのところ
- 2 地元地区 熊本市西区河内町白浜、河内町船津及び河内町河内
- 3 制限又は条件
 (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第10号

- 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
 (3) 漁場の位置 熊本市西区河内町地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲
 まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点有第10号(玉名市と熊本市との海岸堤防における境界から同堤
 防沿いに北東へ352メートルのところ(玉名市天水町唐人川左岸堤防上))
 基点2 熊本県漁場基点有第12号(熊本市西区河内町船津字長崎海岸堤防西端)
 基点3 熊本県漁場基点有第13号(熊本市西区河内町河内塩屋漁港北側防波堤基部中央)
 基点4 熊本県漁場基点有第14号(熊本市西区松尾町近津橋付近の熊本市西区河内町河
 内西区松尾町の漁業権における境界)
 ア 基点2と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点2を基点として右へ
 219度45分・110メートルのところ
 イ シからウを見通した線上、シから1,550メートルのところ
 ウ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ127度・1,175
 メートルのところ
 エ ウからスを見通した線上、ウから410メートルのところ
 オ 基点3と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ40度2

0分・578メートルのところ
 カ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ97度12分・485
 メートルのところ
 キ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ103度27分・1,
 049メートルのところ
 ク 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ69度10分・485
 メートルのところ
 ケ コとサを結んだ線の中央点
 コ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ122度39分の線が
 玉名市横島町唐人川右岸堤防と交わる
 サ 基点1から唐人川左岸堤防沿いに南西へ352メートルのところ
 シ ケから上天草市大矢野町湯島山頂を見通した線上、ケから2,970メートルのこ
 ろ
 ス セと基点4を見通した線からセを基点として右へ207度45分・1,690メート
 ルのところ
 セ 基点4と熊本市西区百貫港灯台を見通した線から基点4を基点として右へ64度3分
 ・1,035メートルのところ

2 地元地区 熊本市西区河内町白浜、河内町船津及び河内町河内

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第11号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 熊本市西区河内町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点1 熊本県漁場基点有第12号(熊本市西区河内町船津字長崎海岸堤防西端)
 基点2 熊本県漁場基点有第13号(熊本市西区河内町河内塩屋漁港北側防波堤基部中央)
 基点3 熊本県漁場基点有第14号(熊本市西区松尾町近津橋付近の熊本市西区河内町河
 内と西区松尾町の漁業権における境界)
 ア 基点2と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ31度1
 0分・612メートルのところ
 イ カからウを見通した線上、カから510メートルのところ
 ウ エと基点3を見通した線からエを基点として右へ207度45分・1,690メート
 ルのところ
 エ 基点3と熊本市西区百貫港灯台を見通した線から基点3を基点として右へ64度3分
 ・1,035メートルのところ
 オ 基点3と百貫港灯台を見通した線から基点3を基点として右へ64度3分・250メ
 ートルのところ
 カ 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ
 127度・1,175メートルのところ

2 地元地区 熊本市西区河内町白浜、河内町船津及び河内町河内

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第12号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 熊本市西区松尾町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアを順次に結んだ線によっ
 て囲まれた区域
 基点1 熊本県漁場基点有第14号(熊本市西区松尾町近津橋付近の熊本市西区河内町河
 内と西区松尾町の漁業権における境界)
 基点2 熊本県漁場基点有第15号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端)
 基点3 熊本県漁場基点有第16号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防
 外縁に沿って南西へ500メートルのところ)
 ア 基点2から熊本市西区坪井川左岸導流堤南側に沿って815メートルのところ
 イ 基点2から坪井川左岸導流堤南側に沿って1,115メートルのところ
 ウ 基点1と熊本市西区百貫港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ37度・1,
 220メートルのところ
 エ 基点1と百貫港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ67度30分・2,4

05メートルのところで
 オ 基点1と港の貫つと見通した線から基点1を基点として右へ70度15分・3, 0
 00メートルのところで
 カ オからコを見通した線上、オから887メートルのところで
 キ クからサを見通した線上、クから443メートルのところで
 ク 基点3と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2
 分・2, 065メートルのところで
 ケ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・1, 11
 3メートルのところで
 コ サからスを見通した線上、サから1, 710メートルのところで
 サ クとシを結んだ線とスとセを結んだ線の交わるところで
 シ ソと熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線からソを基点として右へ248度
 ・47分20秒・902メートルのところで
 ス テからトを見通した線上、テから873メートルのところで
 セ チとツを結んだ線の中央点
 ソ タと基点3を見通した線からタを基点として右へ110度49分40秒・1, 378.
 3メートルのところで
 タ 基点3と熊ノ岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ296度13分・28
 5.55メートルのところで
 チ ツと百貫港灯台を見通した線からツを基点として右へ93度の線が坪井川右岸堤防と
 交わるところで
 ツ 熊本市区小島下町新地海岸堤防北東端(熊本市西区坪井川左岸)
 テ 基点1と区貫つと見通した線から基点1を基点として右へ76度3分・6, 26
 0メートルのところで
 ト ソと熊ノ岳山頂を見通した線からソを基点として右へ248度47分20秒・4, 9
 72メートルのところで

2 地元地区熊本市西区松尾町、西松尾町

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならぬ。

漁場計画番号 有区第13号

1 免許の内容

- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
 - (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
 - (3) 漁場の位置 熊本市西区小島下町地先
 - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場の基点有第14号(熊本市西区松尾町近津橋付近の熊本市西区河内町河内町の漁業権における境界)
 基点2 熊本県漁場の基点有第15号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端)
 基点3 熊本県漁場の基点有第16号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外縁に沿って南西へ500メートルのところで)
 ア 基点2と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ61度45分・546メートルのところで
 イ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・1, 113メートルのところで
 ウ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・2, 065メートルのところで
 エ スとセを結んだ線とウとソを結んだ線の交わるところで
 オ エからスを見通した線上、エから1, 710メートルのところで
 カ テからオを見通した線上、テから105メートルのところで
 キ ケとトを見通した線からケを基点として右へ48度15分・455メートルのところで
 ク トからナを見通した線上、トから1, 385メートルのところで
 コ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ61度30分・1, 370メートルのところで
 サ イからコを見通した線上、イから175メートルのところで
 シ アからハを見通した線上、アから340メートルのところで
 ス ニからヌを見通した線上、ニから873メートルのところで
 セ ネとノを結んだ線の中央点
 ソ チと熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線からチを基点として右へ248度47分20秒・902メートルのところで
 タ チと熊ノ岳山頂を見通した線からチを基点として右へ248度47分20秒・2, 385メートルのところで
 チ ツと基点3を見通した線からツを基点として右へ110度49分40秒・1, 378.

- 3メートルのところに
ツ 基点3と熊ノ岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ296度13分・28
5.5メートルのところに
テ トからナを見通した線上、トから140メートルのところに
チと熊ノ岳山頂を見通した線からチを基点として右へ248度47分20秒・1, 2
17メートルのところに
ナ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ92度2分・1, 60
0メートルのところに
ニ 基点1と熊本市西区貫港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ76度3分
・6, 260メートルのところに
ヌ チと熊ノ岳山頂を見通した線からチを基点として右へ248度47分20秒・4, 9
72メートルのところに
ネ ノと百貫港灯台を見通した線からノを基点として右へ93度の線が熊本市西区坪井川
右岸堤防と交わる
ノ 熊本市西区小島下町新地海岸堤防北東端(熊本市西区坪井川左岸)
ハ 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ48度45分・1, 0
70メートルのところに
2 地元地区 熊本市西区小島下町及び小島一丁目から九丁目まで
3 制限又は条件
(1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
(2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら
ない。

漁場計画番号 有区第14号

- 1 免許の内容たるべき事項
(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
(2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
(3) 漁場の位置 熊本市西区沖新町地先
(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点1 熊本市漁場基点有第11号(熊本市西区沖新町沖新地区海岸堤防北東端「熊本港
基 計画基点10番(北緯32度45分48秒4937、東経130度36分6秒4153))」)
基 点2 熊本市漁場基点有第16号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防
外 縁に沿って南西へ500メートルのところに)
基 点3 熊本市漁場基点有第18号(熊本市西区四番漁港防波堤基部から南へ17.59
メ ートルのところに)
ア オとエを結んだ線とクとシを結んだ線の交わる
イ スとウを結んだ線とクとシを結んだ線の交わる
ウ 基点3から宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ39度
33分・1, 830メートルのところに
エ 基点3から三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ39度33分・51
5メートルのところに
オ カと熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線からカを基点として右へ248度
・47分20秒・312メートルのところに
カ キと基点2を見通した線からキを基点として右へ110度49分40秒・1, 378.
3メートルのところに
キ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ296度13分・28
5.5メートルのところに
ク ケとコを見通した線からケを基点として右へ90度・1, 600メートルのところに
ケ コと基点1を見通した線からコを基点として右へ80度38分27秒・2, 675.
528メートルのところに
コ 基点1とサを見通した線から基点1を基点として右へ208度29分13秒・524.
48メートルのところに
サ 基点1から沖新地区堤防に沿って南東(真方位156度)へ189.7メートルのと
こ
シ クとケを見通した線からクを基点として右へ90度の線が同地区海岸堤防と交わる
こ
ス 基点3と三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ65度28分・2, 5
10メートルのところに
2 地元地区 熊本市西区沖新町
3 制限又は条件
(1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
(2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら
ない。

漁場計画番号 有区第15号

- 1 免許の内容たるべき事項
(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業

- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
 (3) 漁場の位置 熊本市西区沖新町地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、ア、イ、ニ、ヌ、ネ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

基点1 熊本市漁場基点有第11号(熊本市西区沖新町沖新地区海岸堤防北東端「熊本港
 計画基点10番(北緯32度45分48秒4937、東経130度36分6秒4153))」)
 基点2 熊本市漁場基点有第18号(熊本市西区四番漁港防波堤基部から南へ17.59
 メートルの
 基点3 熊本市漁場基点有第16号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防
 外縁に沿って南西へ500メートルのところ)
 ア イとキを結んだ線とクとカを結んだ線の交わる
 イ 基点2と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ50度4
 5分・3, 755メートルのところ
 ウ 基点2と三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ39度33分・3, 6
 05メートルのところ
 エ 基点2と三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ39度33分・1, 9
 45メートルのところ
 オ エとキを結んだ線とカとサを結んだ線の交わる
 カ クとケを見通した線からクを基点として右へ90度・1, 600メートルのところ
 キ 基点2と三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ57度58分・2, 3
 40メートルのところ
 ク ケと基点1を見通した線からケを基点として右へ80度38分27秒・2, 675.
 528メートルのところ
 ケ 基点1とコを見通した線から基点1を基点として右へ208度29分13秒・524.
 48メートルのところ
 コ 基点1から沖新地区堤防に沿って南東(真方位156度)へ189.7メートルのと
 ころ
 サ カとクを見通した線からカを基点として右へ90度の線が同地区海岸堤防と交わる
 シ 基点2と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ39度3
 3分・5, 850メートルのところ
 ス クとケを見通した線からクを基点として右へ90度・1, 000メートルのところ
 セ スとクを見通した線からスを基点として右へ270度の線がソとシを結んだ線と交わ
 る
 ソ タと熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線からタを基点として右へ248度
 47分20秒・4, 972メートルのところ
 タ チと基点3を見通した線からチを基点として右へ110度49分40秒・1, 378.
 3メートルのところ
 チ 基点3と熊ノ岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ296度13分・28
 5.5メートルのところ
 ツ クからスを見通した線上、スから300メートルのところ
 テ セからシを見通した線上、セから300メートルのところ
 ト ツからテを見通した線上、ツから1, 077.062メートルのところ
 ナ トとツを見通した線からトを基点として右へ88度42分50秒・210.208メ
 ートルのところ
 ニ イとウを結んだ線とナとヌを結んだ線の交わる
 ヌ ナとトを見通した線からナを基点として右へ91度17分10秒・756.464メ
 ートルのところ
 ネ サからカを見通した線上、カから160.263メートルのところ

2 地元地区 熊本市西区沖新町

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならな
 い。

漁場計画番号 有区第16号

1 免許

- 内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
 (3) 漁場の位置 熊本市西区沖新町地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及びアを順次
 に結んだ線によつて囲まれた区域

基点1 熊本市漁場基点有第11号(熊本市西区沖新町沖新地区海岸堤防北東端「熊本港
 計画基点10番(北緯32度45分48秒4937、東経130度36分6秒4153))」)
 基点2 熊本市漁場基点有第16号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防
 外縁に沿って南西へ500メートルのところ)

基点3 熊本県漁場基点有第18号(熊本市西区四番漁港防波堤基部から南へ17.59メートルのところ)

ア 基点1から真方位285度47分4.9秒・2, 136.9メートルのところ

イ ウソと基点1を見通した線上、ウから570メートルのところ

ウ ソと基点1を見通した線からソを基点として右へ80度38分27秒・2, 675.528メートルのところ

エ ウとイを見通した線からウを基点として右へ90度・952メートルのところ

オ ツからテを見通した線上、ツから2, 319メートルのところ

カ オからツを見通した線上、オから2, 244.6メートルのところ

キ 基点1から真方位307度33分16.9秒・2, 441.9メートルのところ

ク キから真方位179度7分48秒・166.8メートルのところ

ケ ソと基点1を見通した線からソを基点として右へ104度・2, 044メートルのところ

コ ソと基点1を見通した線からソを基点として右へ114度39分・1, 541メートルのところ

サ ソと基点1を見通した線からソを基点として右へ92度・1, 179メートルのところ

シ ソと基点1を見通した線からソを基点として右へ85度45分・1, 768メートルのところ

ス ケからシを見通した線上、ケから623メートルのところ

セ 基点1から沖新地区堤防に沿って南東(真方位156度)へ189.7メートルのところ

ソ 基点1とセを見通した線から基点1を基点として右へ208度29分13秒・524.48メートルのところ

タ チと基点2を見通した線からチを基点として右へ110度49分40秒・1, 378.3メートルのところ

チ 基点2と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点2を基点として右へ296度13分28.555メートルのところ

ツ タと熊ノ岳山頂を見通した線からタを基点として右へ248度47分20秒・2, 385メートルのところ

テ 基点3と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ39度33分・3, 605メートルのところ

2 地元地区 熊本市西区沖新町

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第18号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 熊本市南区畠口町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第18号(熊本市西区四番漁港防波堤基部から南へ17.59メートルのところ)

ア 基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ39度33分・515メートルのところ

イ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ39度33分・1, 830メートルのところ

ウ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ33度15分・1, 840メートルのところ

エ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ18度20分・550メートルのところ

2 地元地区 熊本市南区畠口町

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第19号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 熊本市南区畠口町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第18号(熊本市西区四番漁港防波堤基部から南へ17.59

メートルのところ)
 基点2 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤
 防における境界(六番船溜コンクリート標柱))
 ア 基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ355度
 45分・435メートルのところ
 イ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ31度・1,880メ
 ートルのところ
 ウ エからカを見通した線上、エから230メートルのところ
 エ 基点2と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点2を基点として右へ
 249度3分・410メートルのところ
 オ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ249度3分・465
 メートルのところ
 カ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ39度33分・2,2
 00メートルのところ

2 地元地区 熊本市南区畠口町

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第20号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 熊本市南区畠口町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第18号(熊本市西区四番漁港防波堤基部から南へ17.59
 メートルのところ)

基点2 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤
 防における境界(六番船溜コンクリート標柱))

ア 基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ38度3
 5分・1,950メートルのところ

イ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ38度50分・3,0
 30メートルのところ

ウ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ28度15分・2,7
 85メートルのところ

エ カからキを見通した線上、カから750メートルのところ

オ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ33度15分・1,9
 55メートルのところ

カ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ39度33分・2,2
 00メートルのところ

キ 基点2と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点2を基点として右へ
 249度3分・2,410メートルのところ

2 地元地区 熊本市南区畠口町

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第21号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 熊本市南区畠口町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアを順次に結んだ線によっ
 て囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第18号(熊本市西区四番漁港防波堤基部から南へ17.59
 メートルのところ)

基点2 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤
 防における境界(六番船溜コンクリート標柱))

ア ケからコを見通した線上、ケから440メートルのところ

イ オからセを見通した線がクからサを見通した線と交わるところ

ウ 基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ37度3
 0分・3,110メートルのところ

エ オからセを見通した線上、オから150メートルのところ

オ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ39度5分・3,78
 5メートルのところ

カ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ39度5分・3, 95
 0メートルのところ
 キ 基点2と熊本市西區熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点2を基点として右へ
 ク 249度3分・3, 600メートルのところ
 ケ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ249度3分・2, 5
 70メートルのところ
 コ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ39度33分・2, 3
 10メートルのところ
 サ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ28度15分・2, 7
 85メートルのところ
 シ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ249度3分・2, 4
 10メートルのところ
 ス 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ39度33分・2, 2
 00メートルのところ
 セ シからスを見通した線上、シから230メートルのところ

2 地元地区 熊本市南区島口町

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第22号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月15日から翌年3月31日まで
- (3) 漁場の位置 熊本市南区島口町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及びエを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第18号(熊本市西區四番漁港防波堤基部から南へ17.59
 メートルの
 基点2 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区島口町と熊本市南区海路口町との海岸堤
 防における境界(六番船溜コンクリート標柱))

ア ウからエを見通した線上、ウから410メートルのところ

イ オと基点2を見通した線からオを基点として右へ194度・770メートルのところ

エ 基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ39度5
 分・3, 950メートルのところ

オ 基点2と熊本市西區熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点2を基点として右へ
 249度3分・3, 600メートルのところ

2 地元地区 熊本市南区島口町

3 制限又は条件

養殖施設は、毎年3月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第23号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 熊本市南区海路口町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びエを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区島口町と熊本市南区海路口町との海岸堤
 防における境界(六番船溜コンクリート標柱))

基点2 熊本県漁場基点有第20号(熊本市南区海路口町二の丸、二の丸新角)

ア 基点1と熊本市西區熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ
 249度3分・465メートルのところ

イ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・2, 4
 10メートルのところ

ウ 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ56度28分1,
 680メートルのところ

エ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ109度10分・240
 メートルのところ

2 地元地区 熊本市南区海路口町

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第24号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
 (3) 漁場の位置 熊本市南区海路口町地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点1 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界(六番船溜コンクリート標柱))
 基点2 熊本県漁場基点有第20号(熊本市南区海路口町二の丸、二の丸新角)
 ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・3, 1
 イ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・3, 1
 ウ 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ77度15分・2, 2
 エ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ79度15分・2, 14
 6メートルのところ
- 2 地元地区 熊本市南区海路口町
 3 制限又は条件 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

- 漁場計画番号 有区第25号
 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
 (3) 漁場の位置 熊本市南区海路口町地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点1 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界(六番船溜コンクリート標柱))
 基点2 熊本県漁場基点有第20号(熊本市南区海路口町二の丸、二の丸新角)
 ア 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ55度42分・1, 9
 イ アと基点2を見通した線からアを基点として右へ161度42分・710メートルのところ
 ウ イとアを見通した線からイを基点として右へ258度34分・690メートルのところ
 エ ウとイを見通した線からウを基点として右へ90度・225メートルのところ
 オ エとウを見通した線からエを基点として右へ270度・230メートルのところ
 カ オとエを見通した線からオを基点として右へ93度33分・118メートルのところ
 キ カとオを見通した線からカを基点として右へ269度3分・118メートルのところ
 ク 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・3, 250メートルのところ
 ケ アと基点2を見通した線からアを基点として右へ253度18分・740メートルのところ
- 2 地元地区 熊本市南区海路口町
 3 制限又は条件 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

- 漁場計画番号 有区第26号
 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
 (2) 漁業の時期 9月15日から翌年3月31日まで
 (3) 漁場の位置 熊本市南区海路口町地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点1 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界(六番船溜コンクリート標柱))
 基点2 熊本県漁場基点有第20号(熊本市南区海路口町二の丸、二の丸新角)
 基点3 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」)
 ア カからスを見通した線上、カから97メートルのところ
 イ カとオを見通した線からカを基点として右へ21度5分・370メートルのところ
 ウ カとオを見通した線からカを基点として右へ36度35分・1, 275メートルのところ
 エ ウからセを見通した線上、ウから370メートルのところ
 オ カからスを見通した線上、カから676メートルのところ
 カ 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・3, 250メートルのところ
 キ 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ55度42分・1, 9
 ク キと基点2を見通した線からキを基点として右へ161度42分・710メートルのところ

ケ クとキを見通した線からケを基点として右へ258度34分・690メートルのところ

コ ケとクを見通した線からコを基点として右へ90度・225メートルのところ

サ コとケを見通した線からサを基点として右へ270度・230メートルのところ

シ サとコを見通した線からシを基点として右へ93度33分・118メートルのところ

ス シとサを見通した線からスを基点として右へ269度3分・118メートルのところ

セ ソと基点3を見通した線からソを基点として右へ162度16分・1,900メー

ルのところ

ソ 基点3から住吉灯台を見通した線から基点3を基点として右へ110度30分・1,

927メートルのところ

2 地元地区 熊本市南区海路口町

3 制限又は条件 養殖施設は、毎年3月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第27号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業

(2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで

(3) 漁場の位置 熊本市南区川口町地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第20号(熊本市南区海路口町二の丸、二の丸新角)

基点2 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」)

ア 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ55度42分・1,

908メートルのところ

イ アと基点1を見通した線からアを基点として右へ161度42分・710メートルの

ところ

ウ イとアを見通した線からイを基点として右へ258度34分・690メートルの

ところ

エ ウとイを見通した線からエを基点として右へ90度・225メートルのところ

オ エとウを見通した線からオを基点として右へ270度・230メートルのところ

カ オとエを見通した線からカを基点として右へ93度33分・118メートルのところ

キ カとオを見通した線からキを基点として右へ269度3分・118メートルのところ

ク ケと基点2を見通した線からケを基点として右へ162度16分・1,680メー

ルのところ

ケ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ110度30分・1,9

27メートルのところ

コ ケと基点2を見通した線からコを基点として右へ304度30分・355メートルの

ところ

サ コとケを見通した線からサを基点として右へ263度・330メートルのところ

シ スとアを見通した線からスを基点として右へ272度30分・355メートルの

ところ

ス アと基点1を見通した線からアを基点として右へ67度1分・878メートルの

ところ

2 地元地区 熊本市南区川口町

3 制限又は条件 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第28号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業

(2) 漁業の時期 9月15日から翌年3月31日まで

(3) 漁場の位置 熊本市南区川口町地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区川口町と熊本市南区海路口町との海岸堤

防における境界(六番船溜コンクリート標柱))

基点2 熊本県漁場基点有第20号(熊本市南区海路口町二の丸、二の丸新角)

基点3 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」)

ア カからオを見通した線上、カから676メートルのところ

イ スからセを見通した線上、スから370メートルのところ

ウ オからソを見通した線上、オから1,009メートルのところ

エ オシとサを見通した線上、オから669メートルのところ

オ カ 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ

249度3分・3,250メートルのところ

キ 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ55度42分・1,

908メートルのところ

ク キと基点2を見通した線からキを基点として右へ161度42分・710メートルの

ところ

ケ クとキを見通した線からケを基点として右へ258度34分・690メートルのところ

コ ケとクを見通した線からケを基点として右へ90度・225メートルのところ

サ コとケを見通した線からコを基点として右へ270度・230メートルのところ

シ サとコを見通した線からサを基点として右へ93度33分・118メートルのところ

ス カとアを見通した線からカを基点として右へ36度35分・1,275メートルのところ

セル タと基点3を見通した線からタを基点として右へ162度16分・1,900メートルのところ

ソ タと基点3を見通した線からタを基点として右へ162度16分・1,680メートルのところ

タ 基点3と住吉灯台を見通した線から基点3を基点として右へ110度30分・1,927メートルのところ

2 地元地区 熊本市南区川口町

3 制限又は条件 養殖施設は、毎年3月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第29号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業

(2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで

(3) 漁場の位置 宇土市地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲

まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」)

基点2 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と市長浜町小池との海岸線における境界)

ア 基点1と宇土市住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ230度21分・211メートルのところ

イ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ185度10分・505メートルのところ

ウ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ163度・760メートルのところ

エ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ135度・1,000メートルのところ

オ エと基点1を見通した線からエを基点として右へ118度45分・500メートルのところ

カ オから宇土市小松鼻を見通した線上、オから475メートルのところ

キ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ249度12分・2,155メートルのところ

ク 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ249度12分・205メートルのところ

2 地元地区 宇土市住吉町及び網津町

3 制限又は条件

(1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

(2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第30号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業

(2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで

(3) 漁場の位置 宇土市地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」)

基点2 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と市長浜町小池との海岸線における境界)

ア 基点1と宇土市住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ110度30分・1,927メートルのところ

イ アと基点1を見通した線からアを基点として右へ304度30分・355メートルのところ

ウ イとアを見通した線からイを基点として右へ263度・330メートルのところ

エ ウとイを見通した線からウを基点として右へ249度50分・623メートルのところ

オ エからシを見通した線上、エから285メートルのところ

カ アと基点1を見通した線からアを基点として右へ76度10分・665メートルのところ

- キ アと基点1を見通した線からアを基点として右へ132度56分・291メートルの
- ク アと基点1を見通した線からアを基点として右へ138度10分・733メートルの
- ケ エとシを結んだ線とクとスを結んだ線が交わる
- コ エからシを見通した線上、エから2,150メートルのところ
- サル アと基点1を見通した線からアを基点として右へ162度16分・1,680メートルの
- シ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ225度27分・6,550メートルのところ
- ス アと基点1を見通した線からアを基点として右へ101度23分・960メートルの

2 地元地区 宇土市住吉町及び網津町

3 制限又は条件 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第31号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 宇土市地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と同市長浜町小池との海岸線における境界)

ア 基点1と宇土市住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ249度12分・1,660メートルのところ

イ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ249度12分・2,000メートルのところ

ウ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ241度12分・2,520メートルのところ

エ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ236度42分・2,430メートルのところ

2 地元地区 宇土市住吉町及び網津町

3 制限又は条件 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第32号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 宇土市地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」)

基点2 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と同市長浜町小池との海岸線における境界)

ア キとセを結んだ線とサとシを結んだ線が交わる

イ サからシを見通した線上、サから2,150メートルのところ

ウ スからイを見通した線上、イから80メートルのところ

エ ウとスを見通した線からウを基点として右へ248度15分・346メートルのところ

オ カからシを見通した線上、カから1,100メートルのところ

カ 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ249度12分・2,292メートルのところ

キ クと基点1を見通した線からクを基点として右へ101度23分・960メートルのところ

ク 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ110度30分・1,927メートルのところ

ケ クと基点1を見通した線からクを基点として右へ304度30分・355メートルのところ

コ ケとクを見通した線からケを基点として右へ263度・330メートルのところ

サル コとケを見通した線からコを基点として右へ249度50分・623メートルのところ

シ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ225度27分・6,550メートルのところ

ス クと基点1を見通した線からクを基点として右へ162度16分・1,680メートルのところ

セ クと基点1を見通した線からクを基点として右へ138度10分・733メートルのところ

2 地元地区 宇土市住吉町及び網津町

3 制限又は条件 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第33号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業

(2) 漁業の時期 9月15日から翌年3月31日まで

(3) 漁場の位置 宇土市地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界(六番船溜コンクリート標柱))

基点2 熊本県漁場基点有第20号(熊本市南区海路口町二の丸、二の丸新角)

基点3 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」)

基点4 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と市長浜町小池との海岸線における境界)

ア ソからカを見通した線上、ソから669メートルのところ

イ クからウを見通した線上、クから1,009メートルのところ

ウ タと基点3を見通した線からタを基点として右へ162度16分・1,900メートルのところ

エ ウからナを見通した線上、ウから200メートルのところ

オ カからニを見通した線上、カから200メートルのところ

カ タと基点3を見通した線からタを基点として右へ162度16分・1,680メートルのところ

キ 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・3,250メートルのところ

ク キとソを見通した線からキを基点として右へ36度35分・1,275メートルのところ

ケ 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ55度42分・1,908メートルのところ

コ ケと基点2を見通した線からケを基点として右へ161度42分・710メートルのところ

サ コとケを見通した線からコを基点として右へ258度34分・690メートルのところ

シ サとコを見通した線からサを基点として右へ90度・225メートルのところ

ス シとサを見通した線からシを基点として右へ270度・230メートルのところ

セ スとシを見通した線からセを基点として右へ93度33分・118メートルのところ

ソ セとスを見通した線からソを基点として右へ269度3分・118メートルのところ

タ 基点3と住吉灯台を見通した線から基点3を基点として右へ110度30分・1,927メートルのところ

チ タと基点3を見通した線からタを基点として右へ304度30分・355メートルのところ

ツ チとタを見通した線からチを基点として右へ263度・330メートルのところ

テ ツとチを見通した線からテを基点として右へ249度50分・623メートルのところ

ト 基点4と住吉灯台を見通した線から基点4を基点として右へ225度27分・6,550メートルのところ

ナ テからトを見通した線上、テから2,150メートルのところ

ニ ヌとカを見通した線からヌを基点として右へ248度15分・650メートルのところ

オ オからナを見通した線上、オから80メートルのところ

2 地元地区 宇土市住吉町及び網津町

3 制限又は条件 養殖施設は、毎年3月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第34号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業

(2) 漁業の時期 9月15日から翌年3月31日まで

(3) 漁場の位置 宇土市地先

(4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」)

基点2 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と市長浜町小池との海岸線における境界)

ア サからオを見通した線上、サから280メートルのところ

イ シからスを見通した線上、シから280メートルのところ

ウ シからスを見通した線上、シから960メートルのところ

エ オからスを見通した線上、オから346メートルのところ

- オ カ 1 キ と ク ケ コ サ シ ス セ
- 2 3
- 1 2 3
- 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100
- サカセを見通した線上、セから80メートルのところ
 1、927メートルのところ
 カと基点1を見通した線からカを基点として右へ304度30分・355メートルの
 キと
 クと基点1を見通した線からクを基点として右へ263度・330メートルのところ
 ケと基点1を見通した線からケを基点として右へ249度50分・623メートルの
 コと
 サと基点1を見通した線からサを基点として右へ162度16分・1,680メー
 シルのところ
 スと基点1を見通した線からスを基点として右へ162度16分・1,900メー
 セと基点1を見通した線からセを基点として右へ248度15分・650メートルの
 2 地元地区宇土市住吉町及び網津町
 3 制限又は条件 養殖施設は、毎年3月31日までに撤去しなければならない。

- 漁場計画番号 有区第35号
- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月15日から翌年3月31日まで
- (3) 漁場の位置 宇土市地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」)
- 基点2 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と同市長浜町小池との海岸線に
 おける境界)
- ア ケからイを見通した線上、ケから1,230メートルのところ
- イ シとクを見通した線からシを基点として右へ248度15分・650メートルの
 ウ シからイを見通した線上、シから496メートルのところ
- エ 基点1と宇土市住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ110度30分・
 1,927メートルのところ
- オ エと基点1を見通した線からエを基点として右へ304度30分・355メートルの
 カ オとエを見通した線からオを基点として右へ263度・330メートルのところ
- キ カとオを見通した線からカを基点として右へ249度50分・623メートルの
 ク エと基点1を見通した線からエを基点として右へ162度16分・1,680メー
 ケ エと基点1を見通した線からエを基点として右へ162度16分・1,900メー
 コ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ225度27分・6,5
 サ キからコを見通した線上、キから2,150メートルのところ
- シ クからサを見通した線上、サから80メートルのところ
- 2 地元地区宇土市住吉町及び網津町
- 3 制限又は条件 養殖施設は、毎年3月31日までに撤去しなければならない。

- 漁場計画番号 有区第36号
- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から12月15日まで
- (3) 漁場の位置 宇土市地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」)
- 基点2 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と同市長浜町小池との海岸線に
 おける境界)
- ア 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ249度12分・
 45メートルのところ
- イ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ355度30分・1,0
 ウ エとオを結んだ線と基点1とイを結んだ線が交わるところ
- エ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ249度12分・205
 メートルのところ

- オ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ230度21分・211
 2 地元地区宇土市住吉町及び網津町
 3 制限又は条件
 (1) 養殖施設は、毎年12月15日までに撤去しなければならない。
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら
 ない。

漁場計画番号 有区第37号

- 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
 (3) 漁場の位置 宇土市地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ及びアを
 順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点1 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と同市長浜町小池との海岸線に
 おける境界)
 基点2 熊本県漁場基点有第23号(宇土市上網田町網田新地樋門防波堤基部中央)
 基点3 熊本県漁場基点有第25号(宇土市戸田町網田漁港北側防波堤基部中央の標柱)
 ア 基点1と宇土市住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ249度12分・
 660メートルのところ
 イ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ249度12分・1,6
 60メートルのところ
 ウ イからタを見通した線上、タから1,080メートルのところ
 エ 基点2と上天草市大矢野町羽干島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ89
 度30分・1,380メートルのところ
 オ 基点2と羽干島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ32度30分・1,0
 55メートルのところ
 カ 基点2と羽干島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ20度50分・1,2
 15メートルのところ
 キ カとオを見通した線からカを基点として右へ90度・100メートルのところ
 ク 基点3と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点3を基点として右へ
 302度・980メートルのところ
 ケ ケとクを見通した線からケを基点として右へ90度・600メートルのところ
 コ クとケを見通した線からコを基点として右へ90度・930メートルのところ
 サ コとケを見通した線からコを基点として右へ90度・100メートルのところ
 シ 基点2と羽干島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ128度・690メー
 トルのところ
 ス 基点2と羽干島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ145度13分・1,
 276メートルのところ
 セ スからタを見通した線上、スから245メートルのところ
 ソ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ224度・2,270メ
 ートルのところ
 タ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ236度42分・2,4
 30メートルのところ
 2 地元地区宇土市長浜町、戸口町及び赤瀬町
 3 制限又は条件
 (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではなら
 ない。

漁場計画番号 有区第38号

- 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
 (3) 漁場の位置 宇土市地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点1 熊本県漁場基点有第25号(宇土市戸田町網田漁港北側防波堤基部中央の標柱)
 ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ
 271度45分・435メートルのところ
 イ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ289度30分・90
 0メートルのところ
 ウ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度45分・1,
 510メートルのところ
 エ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ234度45分・1,
 320メートルのところ
 オ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ234度45分・1,

- 075メートルのところ
- 2 地元地区宇土市長浜町、戸口町及び赤瀬町
- 3 制限又は条件
- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第39号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から12月15日まで
- (3) 漁場の位置 宇土市地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点有第22号（宇土市住吉町長部田と市長浜町小池との海岸線における境界）
- 基点2 熊本県漁場基点有第23号（宇土市上網田町網田新地樋門防波堤基部中央）
- ア 基点1と宇土市住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ249度12分・400メートルのところ
- イ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ249度12分・660メートルのところ
- ウ キからクを見通した線上、キから245メートルのところ
- エ キからクを見通した線上、キから190メートルのところ
- オ エとクを見通した線からエを基点として右へ53度40分・1,085メートルのところ
- カ キからケを見通した線上、キから1,230メートルのところ
- キ 基点2と上天草市大矢野町羽干島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ145度13分・1,276メートルのところ
- ク 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ224度・2,270メートルのところ
- ケ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ205度28分・770メートルのところ

2 地元地区宇土市長浜町、戸口町及び赤瀬町

- 3 制限又は条件
- (1) 養殖施設は、毎年12月15日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第41号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり浮流し養殖業
- (2) 漁業の時期 10月20日から翌年4月15日まで
- (3) 漁場の位置 荒尾市地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点有第1号（熊本県と福岡県との境界標柱）
- ア 基点1と佐賀県藤津郡太良町竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ348度・6,600メートルのところ
- イ 基点1と竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ349度・7,690メートルのところ
- ウ 基点1と竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ338度・7,965メートルのところ
- エ 基点1と竹崎島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ335度30分・6,930メートルのところ

2 地元地区荒尾市荒尾、大島、宮内、宮内出目、増永、一部及び蔵満

- 3 制限又は条件
- (1) 養殖施設は、毎年4月15日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 有区第42号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり浮流し養殖業
- (2) 漁業の時期 10月20日から翌年4月15日まで
- (3) 漁場の位置 玉名市岱明町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点有第5号（玉名郡長洲町新川漁港北側防波堤突端中央下部点から1.15メートルのところ）

基点2 熊本県漁場基点有第6号(玉名市岱明町鍋と岱明町浜田との海岸堤防における境界)

基点3 熊本県漁場基点有第9号(玉名市大浜町と玉名市横島町との旧海岸堤防における境界(明辰川船溜堤防上の標柱))

ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ93度28分・1, 831.5メートルのところ

イ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ93度28分・2, 692.6メートルのところ

ウ 基点2から真方位240度50分35.2秒・6, 860.1メートルのところ

エ 基点3から真方位245度7分44.6秒・8, 164.6メートルのところ

オ 基点3から真方位260度53分45.3秒・4501メートルのところ

カ 基点2から真方位201度31分28秒・3, 800.2メートルのところ

キ 基点2から真方位222度16分57.2秒・2, 766.4メートルのところ

2 地元地区 玉名市岱明町鍋、下沖洲、扇崎、山下、浜田及び高道

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月15日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 有区第43号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり浮流し養殖業
- (2) 漁業の時期 10月20日から翌年4月15日まで
- (3) 漁場の位置 玉名市滑石地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第9号(玉名市大浜町と玉名市横島町との旧海岸堤防における境界(明辰川船溜堤防上の標柱))

ア 基点1から真方位258度20分21.1秒・4, 364.9メートルのところ

イ 基点1から真方位243度32分48.2秒・8, 085.4メートルのところ

ウ エから真方位228度48分8.6秒・3, 228.3メートルのところ

エ 基点1から真方位229度4分33.6秒・4, 768.3メートルのところ

オ 基点1から真方位241度39分20.7秒・4, 932.5メートルのところ

カ 基点1から真方位245度44分41秒・3, 909メートルのところ

2 地元地区 玉名市滑石及び小浜

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月15日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 有区第44号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり浮流し養殖業
- (2) 漁業の時期 10月20日から翌年4月15日まで
- (3) 漁場の位置 玉名市大浜町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第9号(玉名市大浜町と玉名市横島町との旧海岸堤防における境界(明辰川船溜堤防上の標柱))

ア 基点1から真方位245度44分41秒・3, 909メートルのところ

イ 基点1から真方位241度39分20.7秒・4, 932.5メートルのところ

ウ 基点1から真方位229度4分33.6秒・4, 768.3メートルのところ

エ ウから真方位228度48分8.6秒・3, 228.3メートルのところ

オ 基点1から真方位215度32分45.3秒・8, 501.2メートルのところ

カ 基点1から真方位201度11分9.2秒・4, 140.4メートルのところ

2 地元地区 玉名市大浜町新町、上町、西川町、瀬戸町、中町、天神町、下町、旭町、汐見、烏帽子、沖鳥帽子及び末広並びに玉名市大浜町5352番地、同5356番地、同5347番地及び同5321番地

- 3 制限又は条件
- (1) 養殖施設は、毎年4月15日までに撤去しなければならない。
 - (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 有区第45号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり浮流し養殖業
- (2) 漁業の時期 10月20日から翌年4月15日まで
- (3) 漁場の位置 玉名市横島町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点有第9号(玉名市大浜町と玉名市横島町との旧海岸堤防における境界)

境界（明辰川船溜堤防上の標柱））

アイウエ
基点1から真方位201度11分9.2秒・4, 140.4メートルのところ
基点1から真方位215度32分45.3秒・8, 501.2メートルのところ
基点1から真方位212度20分14.1秒・8, 705.9メートルのところ
基点1から真方位179度31分18.7秒・5, 318.5メートルのところ

2 地元地区 玉名市横島町
3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月15日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 有区第46号

1 免許

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり浮流し養殖業
- (2) 漁業の時期 10月20日から翌年4月15日まで
- (3) 漁場の位置 熊本市及び宇土市地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域。キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及びキを順次に結んだ線によって囲まれた区域。セ、ソ、

タ、チ、ツ、テ及びセを順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点1 熊本県漁場基点有第14号（熊本市西区松尾町近津橋付近の熊本市西区河内町河内と西区松尾町の漁業権における境界）

基点2 熊本県漁場基点有第16号（熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外縁に沿って南西へ500メートルのところ）

基点3 熊本県漁場基点有第19号（熊本市南区畠口町と熊本市南区海路口町との海岸堤防における境界（六番船溜コンクリート標柱））

基点4 熊本県漁場基点有第22号（宇土市住吉町長部田と同市長浜町小池との海岸線における境界）

基点5 熊本県漁場基点有第24号（宇土市と宇城市三角町との海岸線における境界）

ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点1を基点として右へ264度15分・5, 160メートルのところ

イ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ240度30分・12, 160メートルのところ

ウ クからイを見通した線上、クから3, 524メートルのところ

エ シからオを見通した線上、シから2, 592メートルのところ

オ ナと熊ノ岳山頂を見通した線からナを基点として右へ248度47分20秒・3, 850メートルのところ

カ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ255度10分・4, 210メートルのところ

キ クからイを見通した線上、クから2, 724メートルのところ

ク 基点4と熊ノ岳山頂を見通した線から基点4を基点として右へ270度・9, 580メートルのところ

ケ 基点4と宇土市住吉灯台を見通した線から基点4を基点として右へ225度27分・6, 550メートルのところ

コ ケからヌを見通した線上、ケから1, 100メートルのところ

サ ニと基点3を見通した線からニを基点として右へ194度・2, 300メートルのところ

シ ニと基点3を見通した線からニを基点として右へ194度・1, 900メートルのところ

ス シからオを見通した線上、シから1, 792メートルのところ

セ 基点4と熊ノ岳山頂を見通した線から基点4を基点として右へ265度15分・9, 400メートルのところ

ソ 基点5と上天草市大矢野町羽ノ島山頂を見通した線から基点5を基点として右へ82度30分・570メートルのところ

タ 基点5から真方位33度31分21秒・1, 836.8メートルのところ

チ 基点5から真方位36度2分16.1秒・3, 434.5メートルのところ

ツ 基点5から真方位26度48分35.1秒・5, 873.1メートルのところ

テ 基点4と熊ノ岳山頂を見通した線から基点4を基点として右へ258度30分・5, 800メートルのところ

ト 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ296度13分・285.55メートルのところ

ナ トと基点2を見通した線からトを基点として右へ110度49分40秒・1, 378.3メートルのところ

ニ 基点3と熊ノ岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ249度3分・3, 600メートルのところ

ヌ 基点4と住吉灯台を見通した線から基点4を基点として右へ249度12分・2, 292メートルのところ

2 地元地区 熊本市西区河内町白浜、河内町船津、河内町河内、松尾町、西松尾町、小島下町、小島一丁目から九丁目まで、沖新町、南区畠口町、海路口町及び川口町並びに宇土市住吉町、網

津町、長浜町、戸口町及び赤瀬町

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月15日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (3) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第51号

1 免許の内容

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 宇城市三角町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点1 熊本県漁場基点有第27号(宇城市三角町中神島東端)
ア 基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ320度30分・760メートルのところ
イ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ313度30分・450メートルのところ
ウ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ338度5分・315メートルのところ
エ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ333度45分・816メートルのところ

2 地元地区 宇城市三角町大田尾、三角浦及び波多

3 制限又は条件

- (1) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。
- (2) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 有区第61号

1 免許の内容

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第3種区画漁業 はまぐり養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 熊本市西区沖新町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点1 熊本県漁場基点有第16号(熊本市西区小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外縁に沿って南西へ50メートルのところ)
ア オと熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線からオを基点として右へ248度47分20秒・312メートルのところ
イ オと熊ノ岳山頂を見通した線からオを基点として右へ248度47分20秒・1,288メートルのところ
ウ 基点1と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ24度15分・3,115メートルのところ
エ 基点1と三角岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ11度45分・2,305メートルのところ
オ カと基点1を見通した線からカを基点として右へ110度49分40秒・1,378.3メートルのところ
カ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ296度13分・285.5メートルのところ

2 地元地区 熊本市西区沖新町

3 制限又は条件

港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 有区第71号

1 免許の内容

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第3種区画漁業 あさり・はまぐり養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 熊本市南区海路口町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点1 熊本県漁場基点有第19号(熊本市南区畠口町と市南区海路口町との海岸堤防における境熊(六番船溜コンクリート標柱))
ア 基点1と熊本市西区熊ノ岳(二ノ岳)山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・3,250メートルのところ
イ 基点1と熊ノ岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ249度3分・3,730メートルのところ
ウ イとアを見通した線からイを基点として右へ75度15分・515メートルのところ
エ アとイを見通した線からアを基点として右へ252度30分・308メートルのところ

2 地元地区 熊本市南区海路口町

漁場計画番号 有区第72号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第3種区画漁業 あさり・はまぐり養殖業
 - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - (3) 漁場の位置 熊本市南区川口町地先
 - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」)
ア オと基点1を見通した線からオを基点として右へ132度56分・291メートルの
ところ
イ オと基点1を見通した線からオを基点として右へ138度10分・733メートルの
ところ
ウ オと基点1を見通した線からオを基点として右へ101度23分・960メートルの
ところ
エ オと基点1を見通した線からオを基点として右へ76度10分・665メートルのと
ころ
オ 基点1と宇土市住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ110度30分・
1,927メートルのところ
- 2 地元地区 熊本市南区川口町

漁場計画番号 有区第73号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第3種区画漁業 あさり・はまぐり養殖業
 - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - (3) 漁場の位置 宇土市地先
 - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点有第21号(宇土市風流島「通称タバコ島」)
基点2 熊本県漁場基点有第22号(宇土市住吉町長部田と同市長浜町小池との海岸線に
おける境界)
ア イからキを見通した線上、イから650メートルのところ
イ 基点2と宇土市住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ249度12分・
2,055メートルのところ
ウ 基点2と住吉灯台を見通した線から基点2を基点として右へ249度12分・1,5
00メートルのところ
エ ウからクを見通した線上、ウから520メートルのところ
オ 基点1と住吉灯台を見通した線から基点1を基点として右へ135度・1,000メ
ートルのところ
カ オと基点1を見通した線からオを基点として右へ118度45分・500メートルの
ところ
キ カから宇土市小松鼻を見通した線上、カから475メートルのところ
ク カから小松鼻を見通した線上、カから1,060メートルのところ
- 2 地元地区 宇土市住吉町及び網津町